

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 農地整備課 | 整理番号 | 2-1 |
|---------------------------|--|-------|------|-----|
| 処分の種類 | 換地処分前の使用収益停止 | | | |
| 根拠法令条例等 ・条項 | 土地改良法第 89 条の 2 第 6 項 | | | |
| 処分の概要 | 換地を定めない土地として指定した土地に限り、期日を定めて、その土地の全部について使用し収益することを停止する行政処分 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | 未設定（法令等の規定において言い尽くされているため） 【参考】換地計画実施要領（昭和 49 年 7 月 12 日付け 49 構改 B 第 1232 号 構造改善局長通達）第 2 の 8 | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |